

遊休農地解消活動費補助金

市内における遊休農地の増加を抑制するため、農業者等が再生活動に要する経費の一部を補助します。

くわまる
©ISESAKI・CITY



■補助の内容

1号遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）

緑区分

草刈りやトラクターによる耕耘作業等により再生可能な農地 ... 10a 当たり **10万円**

黄区分

荒廃が激しく、樹木の伐採や伐根等が必要な農地 ... 10a 当たり **20万円**

（千円未満切り捨て）

※遊休農地該当の有無や区分について、事前に伊勢崎市農業委員会でご確認ください。

補助金の対象

■対象者（申請者）

農業者又は農業者の組織する団体

■対象農地

農業委員会が実施する利用状況調査により1号遊休農地と判定された農地

- ・緑区分：草刈りやトラクターによる耕耘作業等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- ・黄区分：荒廃が激しいが、重機による樹木の伐採や伐根等を行うことにより、耕作することが可能となる農地

■事業実施基準

- ① 農地の所有者と権利設定等(※)を行い、再生活動（障害物の除去、耕耘作業等）により農地を耕作可能な状態に復元すること
- ② 復元した農地が遊休農地とならないよう5年間は農地の保全をすること

（※）下記いずれかの方法で権利設定を行うこと

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借又は使用貸借
- ② 農地法による所有権移転又は賃貸借・使用貸借
- ③ 作業受委託契約
- ④ その他適当と認められるもの

手続きの流れ

各様式は市ホームページよりダウンロードできます。

申請者

■ 交付申請

農政課に申請書類一式を提出してください。
申請前に必ず作業する農地が遊休農地かどうか確認をしてください。

交付申請に必要な書類

- ☐ ① 交付申請書
- ☐ ② 事業実施箇所位置図
- ☐ ③ **事業実施前の現況写真**
- ☐ ④ **権利設定等に関する書類**

市役所

■ 交付決定

書類を審査し、「交付決定通知書」を送付します。

申請者

■ 事業実施

交付決定後に作業を行ってください。

■ 実績報告・補助金請求

作業完了後30日以内に提出してください。

実績報告・補助金請求に必要な書類

《実績報告》

- ☐ ① 実績報告書
- ☐ ② **事業完了後の写真**

《補助金請求》

- ☐ ① 請求書
- ☐ ② 口座確認書類（通帳の写し）

市役所

■ 交付確定・補助金交付

「交付確定通知書」を送付し、補助金を指定口座に振り込みます。

よくある質問

Q 1 支所の窓口や郵送でも書類は受け付けてもらえますか？

A 1 書類の確認等がありますので、本庁舎農政課の窓口へ直接お持ちください。

Q 2 補助金の申請をする前に作業してしまっても問題ないですか？

A 2 作業をする前に必ず申請していただくようお願いします。

場合によっては補助金を交付できない可能性があります。

Q 3 5年以内に再び遊休農地となってしまった場合はどうなりますか？

A 3 やむを得ない場合を除き、補助金は返還していただきます。

くわまる
©ISESAKI・CITY

